

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第105号

掲載内容

里親の転居

～登録や子どもの処遇はどうなるのか * p.2～
「身元保証人確保対策事業」を知っていますか? * p.5
「里親が暮らしの中で困っていること」について
聞いてみました * p.6～
社会的養護で育った子ども 酒井 幹生さん * p.8～

ありのままを受け止め、寄り添い、伴走する
～「アフターケア相談所ゆずりは」の取り組み * p.10～
情報短信 * p.12～
子どもが家庭で暮らす社会の実現に向けて
～ルーモスのムルヘアさんに聞く * p.14～
おすすめの本「4こねんのぼく」
「ぼくがラーメンたべてるとき」 * p.16

トピックス (平成27年5月～7月)

■育児・介護休業法の行方

育児・介護休業法の改正にとまない「里親にも育休を」と、昨年12月に全国里親会から厚生労働省に要望を行いました。今回、7月24日(金)に、全国里親会・星野崇会長など関係者により、塩崎恭久厚生労働大臣を訪問し、改めて要望を行いました。

要望の趣旨は「虐待の被害にあう子どもが増加するなか子どもたちが家庭で育つ環境を確保するため、里親を増やすべく方針が出ているが、仕事をもつ里親には育休が認められていない。そのため、共働きでは里親になれず、子どもを預かる際には妻が退職を迫られるようなケースが多い。こうしたことをなくすべき」としています。

なお、改正に向けた見直しの作業が、厚生労働省に設置した研究会で行われていますが、7月30日(木)に開催された最終的な研究会では、特別養子縁組を前提とした試験育児期間については育休を認める、養育里親には育休は認めない、といった方針が出ていました。今後審議会で検討されたのち、法改正案を来年に提出する予定としています。

■理事会、評議員会を開催

全国里親会の理事会が5月21日(木)、日本財団で開催されました。

また、評議員は6月10日(水)をもって任期が満了となることから、6月5日(金)評議員選定委員会



▲右から4人目が塩崎恭久厚生労働大臣、その左隣が星野崇全国里親会会長

が開催され、新しい評議員が選ばれました。6月10日(水)、7月28日(火)に評議員会が開催されました。理事会、評議員会の開催内容については12ページの情報短信を参照ください。

■養子縁組の研究報告書がまとまる

厚生労働科学研究費助成金で行われている「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮した、その実践手続きのあり方に関する研究」(研究代表者: 林浩康日本女子大学教授)の平成26年度版がこのほどまとまりました。こちらは13ページの情報短信を参照ください。

里親の転居

登録や子どもの処遇はどうなるのか

里親がほかの自治体に転居した場合に、里親の認定・登録、あるいは委託されている子どもの処遇はどうなるのか、自治体によって扱いが異なるので統一してほしいなどの声が全国里親会に寄せられています。そこで、実態を地域の里親会に聞いてみました。(木ノ内博道)

●他の自治体に転居した場合

調査を実施したのは平成27年5月。66の地域の里親会の事務局にアンケート用紙を送り、ファックスで回収しました。51の里親会から回答をいただきました。回答の内容からうかがえるのは、転居を意識した制度運用をしている自治体と十分な取り決めのない自治体がある、ということでしょうか。

まず「転居した場合の認定・登録はどうなるのか」についてお聞きしました。「転居前の自治体に登録したまま」「抹消する」「転居先の自治体に登録してもらう」「子どもが委託されている場合には登録したまま」など対応はまちまちでした。そうしたなか、山梨県の対応は具体的に転居を想定した取り組みとなっています(表を参照ください)。

●委託されている子どもの処遇

里親が転居した場合「委託されている子どもの処遇はどうなるのか」についてお聞きしました。「転居前の自治体の児童相談所が担当する」と答えたところが多かったのですが「転居先の児童相談所が担当する」と答えたところもありました。転居前の児童相談所が担当する場合でも、転居先の児童相談所に指導や援助をお願いするところが多いようです。

子どもの年齢、あるいは子どもや実親の意向も反映させる必要があるでしょうから、一概に決めるわけにはいかないのかも知れません。

●他の自治体から転居した里親の認定方法

「他の自治体から転居してきた里親の認定・登録の方法」についてお聞きしました。

「研修は免除する」「一部の研修について免除する」「新規の里親認定と同様の扱いをする」など、これについても対応は自治体によってまちまちです。

●里親会への入会の可否

転居してきた里親が、その自治体で未登録のままその自治体の里親会に入会できるのでしょうか。里親会によって「入会できる」「賛助会員としてなら

入会できる」「会員の了解が得られれば入会できる」など、この質問についても対応は分かれましました。

●調査のまとめ

児童養護施設や乳児院はよほどのことがない限り他の自治体に移転することはないでしょう。ところが里親家庭は「転勤に伴う転居」「実家を継ぐ必要が出てきた」、なかには「原発事故で放射能汚染が怖いから転居する」などさまざまな理由で転居があります。

その時に、「里親登録はどうなるのか」「委託されている子どもの処遇はどうなるのか」「転居先で里親登録をするには初めから研修などを受けなければならないのか」「転居先の里親会には入会できるのか」など多くの問題が出てきます。

アンケート結果から見えてくるのは、こうした問題に対して、それぞれの自治体の対応が定まっておらず、里親は大きな戸惑いのなかにあるのではないかということです。転居を想定して、きちんとルールを定めている自治体もみられますが、多くの自治体ではまだ里親の転居に関するルールは定まっていないようです。転出入に関するルール化と事務上の簡素化、児童相談所間の連携、特に委託されている子どもの利益を考えた対応が必要でしょう。個人情報保護の観点からなかなか里親会と繋がれないこともあるようです。

3・4ページの各自治体の取り組みを参考に、一定のルールを作ることが課題でしょう。また、転居を予定している里親はそれぞれの自治体の対応を参考にしてください。

●お礼

お忙しいなかご回答いただいた里親会事務局の皆さん、ありがとうございました。また、ご協力いただけなかったところについては、今後もこうした地域の取り組みをご紹介していきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひします。

アンケートの回答にはさまざまなご意見や体験談も寄せられましたが、ご紹介できず残念です。機会をみて、転居体験をもつ里親の声をご紹介していきたいと思ひます。

里親が転居した場合の取り扱いについて

都道府県・市	里親会名	引っ越した場合の認定・登録	その場合委託されている子どもはどうなるのか	転居してきた場合の認定・登録方法	引っ越してきた里親（本来未登録）でも里親会に入会できるか
北海道	北海道里親会連合会	転居先に認定された段階で取り消し届けを提出してもらう	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所。転居先の児童相談所に指導依頼をお願いします	最後の受講から2年を経過しているかが研修免除の有無の判断材料	入会が原則。賛助会員なら制限はない
青森県	青森県里親連合会	登録をしたままを原則にしているが、転出する里親が自主的に辞退される	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	ケースバイケースである	入会できない
岩手県	岩手県里親会	登録は抹消される	ケースバイケース	新規里親と同様研修を受けるが、実績によって免除となるケースもある	入会できない
宮城県					
秋田県	秋田県里親連合会	明確な基準はないが登録が抹消されることがある	明確な基準はないが子どもが委託されたまま従来の児童相談所が担当するケースがある	これまでこうしたケースはないが検討していく	入会できる
山形県	山形県里親会	取り決めがない	処遇の見直しを行い継続するかどうか検討する	一般の新規登録と同様新たに研修を受けていただく	入会できる
福島県	福島県里親連合会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する	研修などは免除され転居先の里親として登録される	入会できない
茨城県	茨城県里親連合会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する	研修などは免除され転居先の里親として登録される	入会できる
栃木県	栃木県里親連合会	登録したまま	子どもは登録したままで担当はこれまでの児童相談所	研修は免除され転居先の里親として登録される	入会できない
群馬県	群馬県里親の会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	登録申請中であれば可
埼玉県	埼玉県里親会	委託里親の場合は登録したまま。未委託の場合は登録を辞退してもらい転居先で登録の申し出をしてもらう	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所。里親への指導は転居先に依頼する	研修の一部は免除される。（厚労省通知「養育里親研修制度の運営について」参照）	入会できる（現在は賛助会員として入会できるが、来年度からは特別会員を新設する）
千葉県	千葉県里親会	登録は抹消される。ただし、未委託の場合に限る	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	研修などは免除され転居先の里親として登録される。登録証などで確認する	入会できない
東京都	東京養育家庭の会	—	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	一般の新規登録と同様新たに研修を受けていただく	入会できる
神奈川県	神奈川県里親会	登録は抹消される。しかし近くの場合は登録したままの場合も	ケースバイケース	研修などは免除され転居先の里親として登録される	入会できる
新潟県					
富山県	富山県里親会	転居先の自治体で認定されたら当県の登録は抹消	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する。当県の担当児童相談所から定期的に転居先児童相談所に指導依頼する	研修修了証が有効期間の間は研修の一部を免除。有効期間終了の場合は新規と同様	入会できる
石川県	石川県里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所。ただし子どもと保護者に確認して決める。	ケースバイケースである	入会できる
福井県	福井県里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで担当もこれまでの児童相談所（ケースバイケース）	研修の内容が同じで同等もしくはそれ以上の者には免除することももある	賛助会員になることは可能
山梨県	山梨県きずな会	転居日前に登録抹消届を提出し、転居先で登録するかどうかを里親に確認。希望するようであれば担当児童相談所に伝える。当県の里親登録カード、里親手帳を持参し訪問するよう動いている	子どもの年齢にもよるが子どもの意思を確認し子どもが里親との生活を希望し実親も了解しているようであれば委託されたまま。担当は山梨の児童相談所で、転居先の児童相談所に援助依頼をお願いします。措置費も転居先の単価で山梨県が支払う	ケースによるが研修は免除され家庭訪問等状況を調査し審議会で審議し登録される	入会できる
長野県	つむぎの会	事例がない	事例がない	里親会では分からない	入会できる
	諏訪・上伊那地区里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	一般の新規登録と同様新たに研修を受けていただく	入会できない
	長野市里親会	登録したまま	未回答	未回答	入会できる
岐阜県					
静岡県	静岡県里親連合会	委託児童がいる場合は登録したまま。未委託の場合は抹消する	転居先の距離などでケースバイケース	研修の一部は免除され、審議会で審議したのち登録する	ケースバイケース
愛知県	愛知県里親会連合会	原則は抹消して新しい地域で登録する	保護者との交流継続など事情によって解除することもある	養育歴などを確認して必要な研修を受講していただく	賛助会員になることは可能
三重県	三重県里親会	転居先の自治体と協議して決める	転居先の自治体と協議して決める	転居前の自治体に受講歴を確認して研修免除を検討する	入会できる
滋賀県	滋賀県里親連合会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当するが、これまでの児童相談所が年1回家庭訪問する	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	事例はない
京都府	京都府里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	研修は免除され転居先の里親として登録される	賛助会員になることは可能
大阪府					
兵庫県	兵庫県里親会連合会	未委託の場合には転居先での登録を勧め辞退届による登録を解除。委託中の場合は転居先の自治体と協議する	基本は子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所。場合によっては転居先の自治体に指導を委任すること	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できない
奈良県	奈良県里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままでこれまでの児童相談所が担当する場合と転居先の児童相談所が担当する場合がある	研修は免除され転居先の里親として登録される	賛助会員になることは可能
和歌山県	和歌山県里親会	事例はないが里親が取り消し申請をして転居先に登録する	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する	研修などは免除され転居先の里親として登録できる。審議会で審議し新たに登録	入会できる

都道府県・市	里親会名	引越した際の認定・登録	その場合委託されている子どもはどうなるのか	転居してきた場合の認定・登録方法	引越してきた里親（本県未登録）でも里親会に入会できるか
鳥取県	鳥取県里親会	登録したまま	ケースバイケース	過去の養育状況のみを判断する	入会できない
島根県					
岡山県	岡山県里親・里子を支える会	原則戻す可能性がなければ抹消する	双方の児童相談所と協議をして決める	養育状況のみを定める	NPOなので入会できる
広島県					
山口県					
徳島県	徳島県里親会	転勤など短期間で帰ってくる場合は抹消しないなどケースによる	子どもや実親の気持ちを聞き、子どもの最善の利益となるよう個別に検討する	登録申請後審議会で審議し登録する	理事会の推薦により入会できる
香川県	香川県里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	研修は免除され転居先の里親として登録される（H27.4～）	入会できない
愛媛県	中予地区里親会	家を残したまま、あるいは短期間の引越しについては登録したまま	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する。転居先の登録が完了するまではこれまでの児童相談所が担当	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できる
高知県	高知県里親連合会	検討中	検討中	検討中	賛助会員になることは可能
福岡県	福岡県里親会	登録したまま	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	免除要件を満たした場合は研修を受けずに登録が可能	賛助会員になることは可能
佐賀県					
長崎県	長崎県里親会	里親の意向を確認し継続を希望した場合は有効期間内は登録継続	委託児童の利益、実親との関係調整を踏まえて判断。転居によって当県からの支援が難しくなるようであれば転居先の児童相談所と協議して決める	以前の受講内容を確認したうえで判断する	入会できる
熊本県	熊本県里親協議会	登録したまま	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	研修などは免除され転居先の里親として登録される	入会できる
大分県	大分県里親会	転居先の自治体の取り扱いに従い、転居先で登録の後抹消している	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	
宮崎県	宮崎県里親連合会	登録をしたまま。しかし転居を機に里親が抹消届けを出した例はある	事例はないが状況などを踏まえて児童相談所と協議する	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	原則入会できないが会員の了承が得られれば可能
鹿児島県	鹿児島県里親会	里親の意向を尊重して、登録したままもあるし抹消する場合もある	近隣であれば子どもの担当はこれまでの児童相談所、遠方であれば転居先の児童相談所が担当する	研修は免除、家庭訪問等を行い審議会で審議する	入会できる
沖縄県	沖縄県里親会	登録したまま	子どもは委託されたままで担当もこれまでの児童相談所	養育経験がなければ免除なし。養育経験があれば研修の一部は免除。免除の基準は養育の経験年数	入会できる
札幌市					
仙台市	仙台市ほほえみの会	登録したまま	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	一般の新規登録と同様新たに研修を受けていただく	入会できる
さいたま市					
千葉市	千葉市ひまわり会	委託中なら登録したまま。未委託なら抹消	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できない
横浜市	こどもみらい横浜	原則転居先で認定を受け当市の認定を取り消す	原則転居先での認定が済んだら当市の委託を解除し転居先里親として委託してもらおう。当市から転居先自治体へ指導依頼	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できる
川崎市					
相模原市					
静岡市					
浜松市	浜松市里親会	転居先での登録が済んだ段階で当市の登録を削除	ケースバイケース	研修は免除され転居先の里親として登録される	入会できる
名古屋市	名古屋市親和会	ケースバイケース	ケースバイケース。措置は元の児童相談所だが転居先の児童相談所に援助依頼をする	登録された時期、研修内容などで検討する	入会できる
京都市	京都市里親会	登録は抹消され転居先で登録	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する	研修などは免除され転居先の里親として登録できる	賛助会員になることは可能
大阪市	大阪市里親会	登録は抹消されるが委託中であれば先方での認定登録まで登録したまま	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所。ただし里親担当は転居先の児童相談所になる	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できる
堺市	堺市里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで担当はこれまでの児童相談所。転居先の児童相談所に指導依頼をすることもある	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できる
神戸市	神戸市里親会	登録したまま	子どもは委託されたままでこれまでの児童相談所が担当する	家庭調査は必ず行うが里親がすでに受講しているのと同内容であれば免除	入会できない
岡山市					
広島市	広島市里親会	事例なし	事例なし	研修の一部は免除され転居先で受講後登録される	入会できる
北九州市	北九州市里親会	原則として登録は抹消されるが、委託児童がいて転居先が隣接地の場合は子どもの委託期間は登録したままも	委託されている里親の転居事例はないが、遠方への転居の場合は転居先の児童相談所に。隣接地の場合はこれまでの児童相談所が担当する	研修は免除され転居先の里親として登録される	賛助会員になることは可能
福岡市					
熊本市					
横須賀市	横須賀市里親会	登録は抹消される	子どもは委託されたままで転居先の児童相談所が担当する	一般の新規登録と同様新たに研修を受けていただく	入会できない

「身元保証人確保対策事業」を知っていますか？

里親家庭や児童養護施設などで暮らす子どもが自立をするとき、就職に際しては「身元保証人」が、賃貸アパートに入居する場合は「連帯保証人」が必要になります。しかし、親や親族が保証人になってくれないケースや親や親族が保証人として適当でないケースは少なくありません。

里親や施設長等が保証人になった場合、子どもが雇用主に損害を与えたり、賃料の滞納などを起こすと、損害賠償を求められる可能性が出てきます。そこで、国は2007（平成19）年7月1日から、里親や施設長等が保証人を引き受ける場合のリスク（損をする可能性）を軽減し、保証人を引き受けやすくするための「身元保証人確保対策事業」を始めました。けれども、里親等の利用率はあまり伸びていません。事業の内容について、厚生労働省の資料や社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）が作成した「利用の手引」をもとに説明します。（村田和木／ライター）

1 事業の目的

この事業の目的は、里親や施設長等が子どもの保証人になりやすい環境をととのえることで、保証人を確保しやすくし、子どもたちの自立を促進することです。

2 事業の実施主体

都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市

3 事業の運営主体

社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）

4 事業の内容

里親家庭や児童養護施設等を出る子どもが就職をしたり、アパート等を借りるときに里親や施設長が保証人になる場合、全社協が契約者として損害保険契約を結びます。年間保険料は、就職は1人当たり10,560円（月880円）、アパート等賃借が1人当たり19,152円（月1,596円）です。その保険料に対し、国と都道府県等から補助が出ます。補助率は国が2分の1、都道府県等が2分の1。里親等の保険料負担はありません。

5 保証の限度額（1件当たり）

- ・就職時の身元保証……200万円
- ・アパート等賃借時の連帯保証……120万円、または家賃等の6ヵ月分のいずれか少ない額

6 事業の対象となる施設

里親及びファミリーホームのほか、次の施設が対象となっています。

自立援助ホーム、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所

7 事業の対象となる「保証人」

里親、ファミリーホームの養育者、施設長、子どもの措置をした児童相談所所長等。

8 事業の対象となる「被保証人」

「被保証人」とは、保証人となった里親等に保証される子ども（保証対象者）を指します。

被保証人は、里親家庭やファミリーホームに現在入っている、または退所（委託解除を含む）して12ヵ月以内の子どもであること。そして、次の4つのいずれかの要件があるために、親族等に適当な保証人がいない

人です。

- ① 父母が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により、父母等が保証人になることが適当でない。もしくは協力が得られない。

9 保証期間

就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則最長3年間。アパート等賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則最長3年間です。

ただし、3年間の満期を迎える際、一定の要件を満たす場合は、身元保証は2年の延長、連帯保証は1年の延長が可能です。

10 加入申込（事前登録）

対象となる子どもと相談し、子どもの承諾を得た上、全社協の加入申込書に必要事項を記入し、必要な添付書類とともに都道府県等に送ります。加入申込書には、身元保証用と連帯保証用があります。

書類は全社協の身元保証審査会で審議され、保証人として決定したら、都道府県等の手続きを経て、里親等に保証書が発送されます。

年度途中での申込みもできます。詳しくは、子どもの措置をした児童相談所にお問い合わせください。

11 損害発生を知ったときは48時間以内に通知

子ども（被保証人）及び雇用主、貸主等から損害発生の知らせが来たら、里親等はその事実を知ってから48時間以内に、「事故発生通知書」をFAX等で全社協に送付しなければいけません。この時間を超えると、保証金が下りなくなります。

12 加入していない地方自治体

全社協の資料によると、青森県、東京都、静岡県、鳥取県及び相模原市は、この事業に加入していないようです。自治体独自の制度を運営しているのかもしれませんが、たとえば、東京都では「自立援助促進事業制度」を展開しています。

「里親が暮らしの中で困っていること」 について聞いてみました

里親登録をし、児童相談所から子どもを委託されると、新しい生活が始まります。子どもとの生活は新鮮で楽しい半面、困ったり、戸惑うことも出てきます。今回は、子どもを委託されたことで生じる生活上の困りごと、なかでも家屋や家財の破損、里親の怪我等“里親賠償責任保険の対象とならないケース”について、各里親会にアンケートで尋ねてみました。(村田和木/ライター)

アンケートの結果

66(47都道府県と19市)のうち、回答を寄せてくださった里親会の数は40。そのうち、千葉県、長野県、静岡県、相模原市においては複数の人から回答があり、回答総数は計58になりました。

回答者の内訳は、里親個人が約7割(39人)。里親会事務局は9人、児童相談所職員は3人、無記名や不明もありました。

アンケートでは、4つの質問に答えていただきました。ひとつひとつ見ていきます。

問1 委託された子ども(一時保護委託を含む)によって、里親(家族を含む)の家屋や家財に被害をこうむった、怪我を負わされた等の事例を知っていますか?

- 知らない、聞いたことがない……19
- 知っている、聞いたことがある……36
- 【内訳】 a 1~2回……10
b 3~4回……13
c 5回以上……13
- その他……1(直接の被害はないが、心配なことがあった)
- 無回答……2

この質問では、事例を知った期間を区切らなかつたため、回答者の経験によって答えが分かれたようです。同じ里親会でも回答がバラバラで、個人差がありました。

問2 その内容(事例)を具体的に教えてください。

多くの事例が挙げだったので、内容を整理し、A~Eの5つに分けました。

A 家具などの破損……67例

多かった順に、ガラス(12)、壁(11)、里親の自家用車(9)、テレビ(7)、ドア(5)、襖(5)、障子(3)、パソコン(3)、冷蔵庫(3)、ベッド(2)、照明器具(2)、携帯電話(2)、眼鏡(2)となります。タンス、クローゼット、トイレの詰まり、椅子、机、網戸、扇風機、洗濯機、楽器(三味線)、墓石、時計などの破損も1例ずつありました。

このほか、「洗濯機のホースを抜いて、床を水浸しにした」「灯油ストーブのホースを剃刀で切って、灯油を

まいた」「一時預かりの幼児に、排泄物を壁に塗られた」という例も寄せられました。

B 委託児童(里子)が暴力をふるった……7例

被害にあったのは、里親、実子、委託児童の友だち、他の委託児童です。

C 里母が骨折等の怪我を負わされた……8例

D 金品の盗難……5例

現金のほか、クレジットカード、宝飾品など。

E その他……11例

「里親が飼っているペットへの不適切な対応(目に入れて炎症を起こさせる、尻尾をはさみで切るなど)」「子どもが学校の先生の眼鏡を壊し、里親が全額弁償した」「子どもが通学用の自転車をよく壊す、または紛失する」「委託児童が自分の体に傷をつけ、そこに色素を入れて刺青のようにしたため、その色素を抜く治療を里親のポケットマネーで行った」など。

12~15年前のケースですが、「里親と里子の相性が悪く、里子が家屋に火をつけ全焼」という深刻な例もありました。被害は出なかったものの、「委託児童に喫煙習慣があり、煙草の吸殻の不始末があった」は2例寄せられました。

問3 被害をこうむった里親(家族を含む)が助けになった人、もの、ことはありましたか?

- ある(あった)……13
- ない(なかった)……26

助けになった人は、家族、里親会、児童福祉司、学校の先生。助けになったものとして挙げられたのは「火災保険についている家財保険」「コープ共済の個人賠償責任保険」です。

個人賠償責任保険とは、日常生活で起きる偶発の事故を幅広くカバーする保険です。単独の保険ではなく、火災保険や自動車保険、傷害保険に特約をつけて入ります。保険加入者のほか、その人の配偶者、同居親族、別居の未婚の子まで補償されます。

なお、18歳になって委託が解除された子どもは、里親賠償責任保険の対象外となるので、個人賠償責任保険に入ることを子どもに勧める里親もいます。

問4 「里親にもこんな補償があったらよいのに」と思われることがあったら、お知らせください。

寄せられた意見は35あり、いちばん多かったのは「家財道具などが壊されたときの補償」でした。寄せられた意見の中から、一部を紹介します。

- 児童が起こした問題を総合的に補償していただければ、里親もだいふ救いがあります。
- 子どもを委託されている里親が子どもに怪我をさせられたり、子どもが里親の家の物を壊したときに補償があればよいのにと思う。
- 里親を支援する補償があればいいと思うが、内容が個々によるので実現するのは難しいと思う。
- 里子の個人情報漏えいし、法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償。
- 里親の責任の有無を問わず、里子が怪我や病気で入院した場合の入院補償（里子の入院中の付添費用は措置費では出ないため）。
- 里親宅内の損害については、里親の善管注意義務が果たされている場合には措置委託先の行政が補償してくれることになっているとは聞いていますが、里親が自分の責任として誰にも相談できない傾向があります。保険が設定されているだけで、自分を責めることなくオープンにできると思います。

里親が誰にも相談できないケースは、少なからずあるようです。ある里母さんがこう話していました。

「私も思春期の里子に骨折させられたことがあります。他の里親や児童相談所には言えませんでした。「あなたには手に負えないんじゃないの?」とか「子どもに骨折させられるなんて、里親失格では?」と思われて、子どもを引き上げられたら困るからです」

【注】「善管注意義務」とは、業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のこと。

困っていることに対処するには?

「里親が暮らしの中で困っていること」に対処し、解決に導くためには、何が必要なのでしょうか? 参考になりそうなものを挙げてみます。

● 互助会

東京都の里親会であるNPO法人東京養育家庭の会から、東京都社会福祉協議会（東社協）の「児童福祉友愛互助会（杉浦・西脇）基金」（友愛基金）に関する情報提供をいただきました。

東京都では1980（昭和55）年、委託児童の失火によって里親宅が全焼する事故が起き、損害賠償保険では全く対応できませんでした。これを機に、東社協の児童部会を中心に里親や施設長も加わった特別委員会が設けられ、1983年10月、「児童福祉友愛互助会」が発足しました。その後、杉浦栄江さんと西脇麻耶さんから多額の寄付があり、現在は「友愛基金」として「保険が

対応できない事故の補償経費の援助」「身元保証人へ請求される保証金の経費の援助」「就職する児童に祝金を給付」「大学等の学費を援助（返済義務はない）」の4本柱で運営されています。「保険が対応できない事故の補償経費の援助」の例に「レスパイトで預かった里子が高級絨毯と冷蔵庫におしっこをして、ダメにしてしまった」があり、損害額の7割が補償されたそうです。

● 自分がどんな保険に入っているのかをよく知る

保険会社の人によると、保険が下りるかどうかは担当者の見識によるため、ケースバイケースだそうです。ですから、まず自分が何の保険に入っているのかを知っておき、事故が起きたときはすぐに保険会社に事故報告を上げることが大事です。保険が下りないことが多いかもしれませんが、下りることもあるからです。

● 団体保険

団体保険とは、ある団体の代表者が保険契約者となり、その団体に所属する人たちをまとめて被保険者とする保険です。

里親は「社会的養護を担う立場」です。同じく社会的養護を担う立場である児童養護施設や乳児院の職員が入る保険として、全国社会福祉協議会（全社協）の「しせつの損害賠償」があります。施設職員への補償（労災上乗せ、傷害事故補償、感染症罹患事故補償）が含まれていますが、この保険は社会福祉法人の職員が対象です。全社協には、個人の事業者や有償ボランティアを対象にした「福祉サービス総合保障」という保険もあります。アンケートでは「里親にも『しせつの損害賠償』のようなものがあれば助かるが、その保険料を里親の負担とするかどうか? 現行の里親賠償責任保険の保険料は県が負担している」との意見がありました。

なお、里親賠償責任保険の保険料を里親自身が負担している自治体もあるようです。

● お見舞金制度

各市区町村が実施主体である「ファミリーサポート」は、限られた時間ではありますが、他人の子どもを自宅で預かる点が里親と似ています。

たとえば、横浜市ではサービスを提供する提供会員に対し、「損害賠償責任保険」など以外に「お見舞金制度」を用意しています。これは、利用会員の子どもが提供会員宅の財物を壊したり、提供会員の子どもの怪我をさせた場合などにお見舞金（限度額50万円）が支払われるというものです。

今回のアンケートにこんな意見がありました。

「補償もあつたらいいですが、里親や実子の相談にのってくれる人はたくさんほしいです」

里親家庭で暮らす子どもの相談にのる人も、もっと必要でしょう。困っていることを解決するには、まずは問題をオープンにすること。多くの人たちと共有することで、豊富な情報や知恵が得られると思います。

里親制度が僕の可能性を広げてくれた

さかい みきお
酒井 幹生さん (22歳)

酒井幹生さんは高校2年生から卒業までの2年間、札幌市の里親、西野恭一さんと智子さんの家で暮らしました。現在は、東京農業大学国際ビジネス科の4年生。大学の寮で生活しながら、ボクシング部のキャプテンとして頑張っています。7月の関東大学リーグ戦の決勝では、惜しくも準優勝でした。「ボクシングは自分の生きがいで、大学卒業後もボクシングを続ける」という幹生さんにお話を伺いました。(村田和木/ライター)



▲酒井幹生さん

里親家庭に行って家族が増えた

◆幹生さんは、どのような経緯で里親家庭に行くことになったのですか？

当時、僕は父と2人暮らしてました。母は妹を、父が僕を引き取ったんです。実は、母と僕は血がつながっていません。僕を産んだ母親とは赤ちゃんのときに別れているので、顔も知らないんですよ。だから、継母が自分の母親だと思っています。

父は土木関係の仕事をしていたのですが、仕事が苦しい状況のうえ、忙しくて家に帰ってこないことがしばしばありました。お金を置いていくのを忘れて、僕のお小遣いもなかったため、ご飯が食べられなかったり……。電気が止められたこともありました。ただ、自分はボクシング部の部活が忙しくて、あまり家にいなかったため、それほど困っている感じはありませんでした。

でも、離れて暮らしていた母が僕を心配してくれて、札幌市児童相談所に相談してくれました。母は僕を引き取りたかったのですが、その当時は収入がほとんどなくて、引き取ることができなかったのです。そして、2度目の相談のときは僕も一緒に児童相談所に行きました。

よく覚えていませんが、そのとき2つの選択肢があったと思います。「里親」を選んだことが、僕の人生の分かれ道になりましたね。

◆その当時、幹生さんは「里親」がどんなものか、知っていましたか？

いいえ、全然知らなくて、ピンと来ませんでした。

どこかに飛ばされるような感じがして、不安でした。母親も不安そうでした。

その後、西野家に行くことになったのですが、児童相談所の人から「部活をやめて、アルバイトをしなくてはいけないかもしれない」と言われたのです。僕はどうしてもボクシングを続けたかったため、そのことが一番不安でした。だから、西野家に行ったとき、真っ先にそのことを確認すると、「続けていいよ」と言ってくれたので、安心しました。高校までは少し遠くなりましたが、札幌は交通の便が良いので、問題はなかったです。

◆西野家での生活はいかがでしたか？

当時の僕には「里親＝他人のおうちに行く」というイメージがあったし、「国にお金を出してもらって生活する」「助けられている」という気持ちがあったので、里親さんの家ではルールを守って生活しなければいけないんだろうなと思っていました。でも、実際に行ってみたら、全然違ったんです。最初に西野さんが「普通にしてくれていいから」と言ってくれたので、普段通りに過ごすことができました。

◆衣食住の心配がなくなって、ボクシングに集中できるようになったんですね。

衣食住をお世話してくれるだけだと、ただの「お世話さん」じゃないですか。でも、西野さんはそれだけでなく、気持ち的にも応援してくれました。僕がボクシングのことを考えて、部屋でボーッとしているときはそっとしておいてくれたし、フランクに話をしてくれて、家族として一緒に過ごしました。

西野家に行って、「里親の家って、こんなにアツ

トホームなのか」と驚いたし、「自分のおうち」という感じがして、家族が増えた感じがしました。だから、西野家とはいまでもつながりがあって、「ただいま」と言って帰れます。

ボクシングで人生を切りひらく

◆幹生さんがボクシングを始めたのはいつですか？

高校に入ってからです。僕はもともと力持ちで、格闘技が好きでしたが、父親からずっと「根性なし」と言われていました。中2のとき、父親が「これを見て根性をつけろ」と言って、映画『ロッキー』を見せてくれたんです。僕はそれまで柔道をしていたのですが、『ロッキー』を見て、「相手と組み合っている場合じゃない。ボクシングをしたい！しなければ！」と思いました。

その思いは誰にも言いませんでしたが、ボクシング部のある高校を自分で探して、勉強は苦手だったけど頑張って、札幌工業高校に入りました。高校入学時は体重が96kgもあってデブでしたが、ボクシングを始めて30kg近く減りました。階級は、基本的にミドル級です。僕はこれまでダウンしたことがなく、骨折したこともありません。

◆ボクシングのどこに魅かれますか？

ボクシングは「頭7割、体3割」と言われるくらい、頭脳を使うスポーツです。将棋のように2手先、3手先を読みながら闘うのですが、先を読むには相手選手を知り尽くし、自分の“棚”を増やさなければいけません。相手の癖を知ったうえで隙を突くので、頭の回転の速さが求められます。相手のパンチをかかわすのは、体の反応です。頭ではわかっているのに体がついていかないときは、練習が足りないんです。頭と体が一致していないと勝てない、奥が深いスポーツです。

練習も、「これは何のためにするのか？」を考えてやらないと。僕は大学2年の終わり頃から、自覚と目的を持って練習するようになりました。

◆大学進学はいつから考え始めましたか？

僕はもともと、プロボクサー志望だったんです。でも、高校3年生のときに高校総体(インターハイ)で優勝し、国体少年の部でも優勝して、2011(平成23)年のジュニアランキングでチャンピオンになったことで、いろいろな大学からスカウトが来て、大学進学を考えるようになりました。

◆東京農業大学を選んだのは？

農大ボクシング部は、全日本大学王座に8度も輝

いている強豪校です。これまでに5人のオリンピック選手も出しています。

練習を見に行ったら、部員がのびのびとやっていた、監督はボクシングが好きで、環境がとても良かったです。「ここがいちばん自分に合っている」と確信を持ちました。農大からは話が来ていなかったのですが、高校の先生がボクシング部の監督とつなげてくれて、農大に進むことができました。

監督がわが家の経済状況を知って配慮してくれたので、現在は授業料と寮費、食費が免除になっています。今年はキャプテンになったので、団体でも個人でも良い成績を上げることが、監督への恩返しと思っています。

◆大学卒業後はどうされるんですか？

埼玉県朝霞市にある自衛隊の体育学校に入って、ボクシングを続ける予定です。そして、オリンピックを目指します。体育学校に入ったら給料をいただけるので、両親と妹を助けることが少しはできるかなと思っています。

うちの親は僕に頼ることなく、僕が一生懸命にやっていることを邪魔しないで、心配しながらもひたすら応援してくれます。父親は試合後に必ず電話をくれて、ときどきお小遣いをくれます。母親は「自分の息子が他人に叩かれるのは気に入らない」と言って、試合を見に来たことはないのですが、僕が札幌に帰省したときは必ず試合のDVDを見てもらっています。

◆幹生さんにとって、里親制度とは？

僕は里親制度のおかげで可能性が広がり、良い道が開けました。だから、感謝しかないですね。

里親制度を知らない人も多いと思うので、もっと広まってほしい。僕の後輩は似たような家庭環境でしたが、親から「働いてくれ」と言われて、高校卒業後は就職しました。家庭の事情で自分のやりたいことができないのは残念ですし、親の都合で子どもの可能性をつぶしてほしくないと思います。

ただ、「里親」という言葉だと、どのようなものなのか、わかりにくいと思うんです。西野さんはいまファミリーホームをしているのですが、「里親」より「ファミリーホーム」のほうが暖かい感じがします。

それから僕の場合、父と母がいての状況だったので、気軽に里親制度を使っていいものか、他人に頼ってしまっているのか、わかりませんでした。どんな状況の人なら里親家庭に行けて、どういう人が行けないのか。里親制度を利用できる基準が明確になっていると、利用しやすいと思います。

ありのままを受け止め、寄り添い、伴走する

「アフターケア相談所ゆずりは」の取り組み

社会的養護におけるアフターケアとは、児童養護施設などを退所した人たちに
対する相談支援のことです。10代後半で自立を強いられる青年たちは、住まいを
失ってホームレスになったり、望まない妊娠をしたり、さまざまな困難にぶつかり、
追い詰められることが少なくありません。自立援助ホームの職員だった高橋亜美
さんは「アフターケア専門の相談所が必要」との切実な思いから、2011（平成
23）年4月に「ゆずりは」を立ち上げました。初年度の相談者数は72人、4年後
の昨年は301人（延べ相談件数は11,490件）でした。どのような活動をなさっ
ているのか、所長の高橋亜美さん（42歳）に伺いました。（村田和木／ライター）



▲高橋亜美さん

子どもたちと暮らしながら学んだ

◆高橋さんは自立援助ホームで働いていたのですね。

東京都清瀬市にある社会福祉法人「子供の家」が開
設した「あすなる荘」で9年間、ケアワーカーとして
働きました。あすなる荘に来るのは、15歳以上20歳
未満のどこにも行き場のない子どもたちです。

以前は、中卒や高校中退などで児童養護施設からの
自立を余儀なくされた子どもたちが入所するケースが
多かったのですが、最近は、少年院や児童自立支援施
設の退所者や、幼いときから親に虐待を受けていたり
ネグレクト（養育放棄）で育った子どもたちが14、15
歳になって家を飛び出し、警察に保護されて入所に至
るケースが多くなっています。

入所前には、児童相談所からその子に関する調査書
類（児童票）が来ます。問題行動などについても書い
てありますが、それがその子のすべてではないので、
先入観を持たず、「初めてのあなたとわたし」という感
じで会うようにしていました。

ケアワーカーの基本は、生活を通して子どもが「自
分は大切にされている」と実感できるようにすること
です。たとえば、仕事から疲れて帰ってきた子どもを、
「待っていたよ」という気持ちを込めて「おかえりなさい！」と笑顔で迎えるのと、ため息をつきながら迎えるのとでは、全然違いますよね。

職員も人間ですから体調の悪いときもありますが、
子どもたちの前ではできるだけ笑顔でいたいと思って
いました。一緒に生活をしていると、気づくことがいっ
ぱいあるし、やれることもたくさん出てきます。共に
生活をしながら、彼らに寄り添い、彼らの傷を癒して
いくこと。それがケアワーカーの専門性だと、私は先
輩から教わりました。

◆トラブルなどはなかったのですか？

暴力的なトラブルは、9年間に1度だけですが、起き
ました。私が夕食の準備をしているとき、男の子がメ

ニューを見ながら、「俺、これは食べられない」と言っ
てきたのです。私の配慮が足りなかったのですが、と
ても忙しかったので、つい「ちょっと後にして」と言っ
てしまいました。その途端、彼は激高し、食器が並ん
でいたテーブルをひっくり返したのです。しばらくし
て、私が「暴れさせちゃって、ごめんね」と声をかけると、
彼はうつむきながら「俺も、ごめんなさい」と、泣い
て謝ってくれました。

子どもがキレて、暴れて、泣いて、落ち着いたとき
に「なんでキレちゃったのかな？」と問いかけると、
彼らはいろいろなことを思い出します。この男の子は、
母親に常に後回しにされていたつらさが、私の一言に
よってフラッシュバックのように蘇り、コントロール
が利かなくなってしまったようです。自分がキレた理
由を言葉にできると、その後は少しずつですが、怒り
をコントロールできるようになります。

◆彼らは虐待した親をどう思っているのでしょうか？

自分の親を否定したり、怒ることを怖がる子が多い
と思いますが、それは、彼らが親を強く求めているか
らこそだと思います。私たちが彼らの親の悪口を言う
ことはないけれど、彼らの口から親の話が出たときは
「怒っていいんだよ。苦しかったよね」と伝えます。子
どもが親を否定する感情を肯定するのです。

そして、彼らには「親へ怒りと親を求める気持ち」
という相反する気持ちが同居しているいいんだと思っ
てほしいです。親が自分にしたことをきちんと否定し、
親への思いを手放すことで、彼らはずいぶん楽になれ
ると思います。

安心して「助けて」と言えるように

◆自立援助ホームを出た後、子どもたちはちゃんとやっていますか？

多くの場合、彼らは虐待されたトラウマを抱え、中
卒や高校中退という低学歴で社会に出て、たった1人

で生きていかなければなりません。だから、問題は起こって当然、失敗して当たり前なんです。

でも、彼らは不器用で、他人に相談するのがとても苦手です。それは、幼い頃から困ったときに大人に助けてもらった経験が乏しく、むしろ、「あなたが悪いから、こうなったんでしょ」と言われ続けてきたからでしょう。「あなたが悪いから」というのは、大人が決して子どもに言ってはいけない言葉だと思います。

◆困っても誰かに相談できないのですね。

私は自立援助ホームの職員だったとき、退所した子どもたちが困ったらすぐに電話をして、「こんなふうになってしまった」と言えるような対象でありたいと願っていました。だから、困って訪ねてくる子どもがいたら、大いに歓待していました。まずはお風呂に入れ、温かい食事を食べさせ、ゆっくりと話を聞く。「ここにはいつでも戻ってきていいし、相談していいんだ」と、肌で知ってほしいからです。そして、先輩のそういう姿を入所している子どもたちが見ることで、あすなる荘にはいつでも戻って相談できることが浸透し、相談件数が伸びた結果、「ゆずりは」の開設につながりました。

児童福祉法41条には「児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする」と書いてあります。施設が行うアフターケアに対しては、お金もつきます。ですから、子どもたちが施設に在籍しているときから「何かあれば、いつでも頼っていいんだよ」と伝えてほしいのです。

困ったときに誰かに相談できる力を身につけることが、自立への重要な第一歩です。その力をつけさせるには、子どもたちが安心して、いつでも「助けて」と言える環境を用意しておくことが必要です。

相談してくれて、ありがとう

◆「ゆずりは」が開所して今年で5年目ですね。

はい。始めるときは、「施設や里親との関係が悪い子が相談にくるのだろう」と考えていました。でも、そうではなかったですね。施設や里親家庭で優等生だった子どもは、「職員にこんな姿は見せられない」「わたしがこんなふうになっていると知ったら、里親さんは真っ青になって泣き崩れてしまう」と言います。

自分が困っていることをどのように伝えればいいのか分からないために、そして「自分で解決しなければ」と思い込んでいるために、彼らはよほど深刻になってからでないと、相談してきません。自分を責めて、責めて、どうしても立ち行かなくなってから、それこそ何ヵ月間もホームレスをしてからでないと、相談に踏み切れないのです。

一方、何かをやらかしてしまったときに、周りが動いてくれて解決した経験を持った子どもは、深刻にならないうちに相談してくれます。だから、施設や里親家庭にいる子どもが何か失敗したときは、まずは「よく言ってくれた」と伝え、「じゃあ、どうしていいのかな？」と一緒に考えてほしいのです。

◆「ゆずりは」にはどんな人が相談に来ますか？

現在、あすなる荘にいた子どもは、本体施設である「子供の家」が相談にのっているの、「ゆずりは」には新聞やインターネットで知った人たちが連絡してきます。共通の生活体験がない半面、逆に話しやすいというメリットもあります。相談することへの抵抗感からか、最初は攻撃的な人もいますが、相談者には全員、「何とかかなりそう。大丈夫」と思ってもらいたい。最初の相談で「この人に相談するなんて、無理」と思われたら、そこで切れてしまいますから。

相談が来たとき、最初に「相談してくれて、ありがとう」「お金はかからないですよ」と伝えます。そして、相手のいるところまで出向くのが基本です。追い詰められた状況にいる人に「ゆずりは」まで来てもらうのは、大きな負担をかけますから。喫茶店で会うときもこちらがお茶代を出します。

弁護士に相談するときは、法テラスなどを利用しますので、基本的に無料です。費用がかかるとしても、必ず相談者の理解をとりながら具体的に進めていきます。解決策を提示する場合は、相談者を選んでもらえるように、選択肢を2つ以上出すようにしています。生活保護申請などで役所に行くときは、必ず同行しますが、基本的には自分で交渉してもらい、「ここぞ」というときにフォローします。

彼らの抱えている問題は複合的です。ひとつ解決しても、「実は……」といろいろ出てくるので、時間をかけながら整理していきます。たとえば、多額の借金を抱えたら、自己破産につなげるだけでなく、借金の原因であるカード依存症になってしまった理由と一緒にときほくし、治療につなげます。

相談者のありのままを受け止め、寄り添い、伴走するのが「ゆずりは」の基本姿勢ですが、施設職員としての経験が土台になっていますね。「この人は好きでこうなったわけじゃない」と思えるし、待つことができますから。

●「ゆずりは」の連絡先

所在地：東京都小金井市中町3丁目10-10
(JR武蔵小金井駅南口から徒歩約10分)

電話/FAX：042 (315) 6738

Eメール：acyuzuriha@gmail.com

「ゆずりは」では、生活支援・住居支援・高卒認定試験と進学への取り組み・スキルアップと就労支援など、さまざまな支援を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://asunaro-yuzuriha.jp/yuzuriha.html>

理事会、評議員会を開催しました

5月21日（木）、全国里親会の理事会が日本財団会議室で開催されました。議題は「平成26年度の事業報告・収支決算報告」と「AC広告について」。

事業報告と決算報告については原案通り可決され、その結果は全国里親会のホームページにアップしております。里親への社会的認知を高め里親促進をはかるためにAC広告を検討しようとの提案がなされましたが、費用負担などの目途が立たず、可決に至りませんでした。

また、評議員は6月10日（水）をもって任期

が満了となることから、6月5日（金）評議員選定委員会が開催され、新しい評議員が選ばれました。新しい評議員の任期は今年6月11日（木）から4年間です。

6月10日（水）に行われた第1回評議員会では、平成26年度の事業及び決算に関する報告があり、辞任した3人の理事の後任が選ばれました。また7月28日（火）に開催された第2回評議員会では、今年度の事業の取り組みについて、意見交換が行われました。

役員名簿

理事		
任期：平成26.5.29から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款第32条第1項）（26年5月29日評議員会決定）		
氏名	選出母体	
会長 星野 崇	学識経験者	
副会長 欠		
// 木ノ内 博道	学識経験者	
理事 吉田 隆三	//	
（ブロック代表）		
理事 寺山 正吉	北海道ブロック	
// 中嶋 嘉津子	東北ブロック	
// 小田切 則雄	関東甲信越・静ブロック	
// 欠田 長平	東海・北陸ブロック	
// 辻 晃	近畿ブロック	
// 落合 慧	中国ブロック	
// 藤本 忠嗣	四国ブロック	
// 赤木 睦男	九州ブロック	
監事		
任期：平成26.5.29から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款第32条第1項）		
監事 外所 憲一	学識経験者	
// 大内 善一	//	
評議員		
任期：平成27年6月11日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会まで（定款第15条第1項）（平成27年6月5日、評議員選定委員会決定）		
評議員 田中 貞美	北海道ブロック	
// 卜 蔵 康行	東北ブロック	
// 欠	関東甲信越・静ブロック	
// 前田 誠一	//	
// 加藤 勝彦	//	
// 西畑 宏子	東海・北陸ブロック	
// 花谷 勝夫	近畿ブロック	
// 延藤 好英	中国ブロック	
// 西本 雅生	四国ブロック	
// 引田 正信	九州ブロック	
// 今田 義夫	学識経験者	
名誉会長 廣瀬 清蔵	学識経験者	
顧問 西川 公明	//	
// 御所 伸之	//	

日本フォスターケア研究会（JaFCA） 入会と第2回研究会のお知らせ

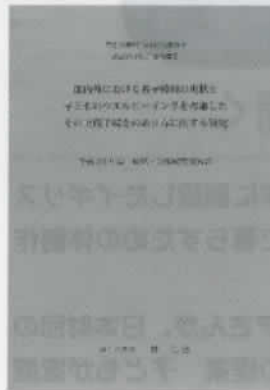
日本フォスターケア研究会では、社会的養護及び関連分野などの研究者、里親、児童相談所、児童福祉施設、社会的養護に携わっている実践者、社会的養護生活経験者、学生を対象に会員を募集しています。詳しい内容は日本フォスターケア研究会のホームページを参照ください。

また12月19日（土）には第2回目の研究会を東京・豊島区の大正大学で開催します。特別講演として、「子どもたちの未来を考える」と題して池上彰氏の講演を予定しています。こちらについてもホームページを参照願います。全国里親会のホームページにもリンクしています。

URL：<http://khs.nyuzin-himawari.com/>

養子縁組の研究報告書がまとまる

厚生労働科学研究費助成金で行われている「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮した、その実践手続きのあり方に関する研究」（研究代表者：林浩康）の平成26年度版報告書がこのほどまとまりました。



この研究は昨年度と今年度の2年間にわたって行われており、昨年度の取り組みとしては①児童相談所における養子縁組調査研究、②民間機関における養子縁組調査研究、③日本における国際養子縁組の調査研究、④国際・国内養子縁組を含む海外における調査研究の4つの面から研究が行われています。法学、心理学、医学などの研究者、養子縁組実務者も加わり、大がかりな研究となっています。初年度報告書も150Pの大部のものになりました。

報告書には研究結果に基づいた提言もなされており、主な提言をご紹介します。

①児童相談所における養子縁組調査研究から：子どものパーマネンシー保障の具体化のためにも養子縁組は重要な選択肢である。専任職員を配置し、養子縁組に関するガイドラインを作るべき。しかしマニュアル化が困難な業務であり長期勤務が可能な専門職化すること。里親認定や認定のための審議会開催を増やすこと。児童相談所の養護相談における養子縁組の相談が0.25%と極めて少ない。今後は、養子縁組が社会的養護の一翼を担う重要な受け皿であることを職員はよく認識する必要がある。養子縁組家庭の支援、対象児童の記録の永久保存、出自

に関する支援、真実告知に関する支援、養子縁組家族の交流の場づくりの支援が必要。管轄外委託の検討など。

②民間養子縁組あっせん事業者との連携：事業者は希望者に対して同居の届け出を促し確実に遂行すること。それを児童相談所に情報提供する。未婚で妊娠した女性たちの支援。養子縁組後のアフターケア。乳幼児期の家庭養育の重要性が言われており早期の里親委託を（里親委託に時間がかかりすぎる）。

③日本における国際養子縁組：国際養子縁組を管理する国の機関が存在しないため実態が把握されていない。中央当局が必要。国内養子縁組を優先するための制度が存在しない。子どもが日本で育つ権利を子どもの視点で判断する第三者的公的機関が必要。養親候補者が迎えに来るまでの期間の環境の整備。民間事業者については届け出制から許可制にして公的な援助を行うべき。国際養子縁組は高度なソーシャルワークが必要であり児童相談所が行うのは困難であるため、連携する各機関の役割分担を明らかにする。

④海外における状況：カナダ、韓国、イギリス、アイルランド、アメリカ、ドイツ、フランスの調査から分かるのは、それぞれの国は養子縁組あっせんに関する法律と制度を民法だけに規定するのではなく、児童福祉法に相当する社会法に規定するほか、法令、規則、ガイドライン、文書モデルを定めて実務が行われている。未成年養子縁組あっせんは、ほとんどの国において国及び県の責任において規制の指導を受け、子どもの最善の利益を実現するために実践されている。日本においても養子縁組あっせんに関する法律、ガイドラインなどを定めて児童福祉の観点から日本にあった制度を確立していく必要がある。

※本報告書は厚生労働省ホームページから見ることができます。

URL : <http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201401018A>

訃報



全国里親会の前会長、廣瀬清蔵氏が7月2日逝去されました。享年93歳。

廣瀬清蔵氏は昭和31年に黒松内つくし園を開設され、あわせて里親としても活動を行い、昭和61年には北海道里親連合会会長に就任。平成16年から全国里親会の副会長として渥美節夫会長の片腕として活躍されました。渥美節夫会長ご逝去の後、平成23年からは当財団の会長に就任され後任の指導にも当たられてきました。また会長を退かれたあとも名誉会長として貴重なアドバイスをいただけてきました。

7月8日に通夜、9日に告別式が営まれました。ここに哀悼の意を表し、ご冥福を祈念申し上げます。

子どもが家庭で暮らす 社会の実現に向けて

ルーモスのムルヘアさんに聞く

ハリー・ポッターの著者、J.K.ローリングが2005年に創設したイギリスの国際NGOルーモスは、子どもが施設ではなく家庭で暮らすための体制作りを支援する活動を世界中で行っています。

6月に、ルーモスのCEO、ジョルジェット・ムルヘアさんが、日本財団の招きで来日。6月8日に行われた講演「ルーモスからの提案 子どもが家庭で暮らす社会にむけての道しるべ」の要旨をご紹介します。(木ノ内博道)



▲ジョルジェット・ムルヘアさん

◆家庭養護の大切さ

ルーモスは、子どもが実親のもとで暮らし続けられるようにする支援、施設から里親など家庭養護への移行、また家族再統合の促進によって、家庭で暮らす子どもの数を増やしてきました。また、多くの施設が母子の支援施設、保育園、里親を支援する組織などに役割を転換してきました。

施設は孤児の世話をするために設立されましたが、現在では、施設に入所する子どもの80%は孤児ではありません。とくにヨーロッパでは90%が孤児ではありません。

そして施設への入所が悪影響を及ぼすことは科学的にも証明されています。初期段階の脳の発達に大きな影響を及ぼします。あらゆる種類のリスクも高まります。施設で幼年期をすごした成人は、売春行為に関わる可能性が同年代よりも10倍高い、犯罪歴をもつ可能性は40倍高い、自殺する可能性が500倍高いという結果が出ています。

なぜこうしたことになるのか、7つの要因をあげることができます。①健全な発育に欠かせない愛着を形成することができない、②人件費が高いため子どもに接する時間が限られている、③子どもの個別のニーズに対応することができない、④虐待的な方法で子どもの行動をコントロールする、⑤地域社会からの隔絶（子どもは外の世界で生きていくためのスキルを学ぶことができない）、⑥施設を出る時に家族や社会のネットワークがない、⑦愛情や親愛の情に飢えているために虐待や搾取の対象になりやすい。

◆脱施設化を成功させるには

施設に代わる地域サービスを開発することが必要です。そして、考え方や実践を変えるには、子どもと家族が主導的な役割を担えるようにすることで

す。ルーモスでは国家的な規模で脱施設化と里親による養育を進めてきました。

そのことによって、長期的な視点にたてば、大幅なコスト削減にも寄与します。

最近の傾向としては、地域に根差した家庭支援サービスが伸びており、とくに障害のある子どもをもつ家族を支援する地域ベースのサービスが増加しています。たとえば、障害のある子どものための里親、長期の里親、短期の里親、家庭への初期介入サービスと支援サービスの提供などです。これにより障害児施設に入所する子どもが減少しています。また、地域に根差した支援体制を導入することによって、乳児院に代わる措置を可能にしました。

コスト削減の効果としては、同じ予算でもっと多くの子どもの支援ができるようになりました。

◆里親の種類

里親の種類としては、

- 緊急里親（子どもが数日間安全に宿泊できる場所が必要な場合）
- 短期里親（子どもの将来プランを検討しつつ、数週間から数ヵ月間里親のもとでケアする場合）
- 短期休暇（ショートステイ：障害や特殊なニーズ、行動上の困難を伴う子どもが、事前にたてた計画に沿って定期的に里親家庭に短期間滞在して、両親が短期休暇をとる場合）
- 送致里親（裁判所が若者を、専門に訓練を受けた里親のもとに送致する場合）

があります。

また、里親をケアの種類でみると次の3つに分けられます。

- 長期および永続的里親（自身の家族と定期的に

連絡を取り合っている一部の子どもを養子縁組するのは適切ではなく、このような場合には長期間、里親ケアにゆだねる)

- 「家族と友人」あるいは「親戚」による里親ケア（地方当局が措置するケースで子どもとすでに顔見知りの人物が里親となる場合。この方法は子どもにとってよい効果をもたらす）
- 個人による里親ケア（両親が個人的に手配をし、近親者でもなく保護責任もない個人が里親として27日以上子どもを養育する場合。この取り決めについては地方当局への報告が必要で、当局が子どもの福祉をチェックするために里親家庭を訪問する）

また、

- 母親と乳児を同時に受け入れる特別な里親（里親は、母親が親としてのスキルを習得するために必要な安定性、アドバイス、支援を提供する。里親は、母親が長期的に自力で子どもを育てていくことができるかの評価に参加することもある）
- 治療的里親（情緒的な障害や挑発的な行動をする子どもや若者のニーズに応えるための専門的な里親。子どもと里親に対して、精神・心理療法サポートや24時間体制の支援が提供される。年長の子どもの場合、一般的な里親ケアになじ

めない子どもには小規模施設の代替モデルとして利用可能)

などがあります。

◆施設から地域サービスへ

施設には、多くの子どもたちを1カ所に集めることでスケールメリットが働くとの信念があるようです。しかし証拠はその逆を示しています。ホームレスを対象とした研究では、ホームレスの若者には施設養育の経験者が多くいましたが、里親による養育の経験者はほとんどいませんでした。

一方、施設には地域サービスに再投資するのに3つの有力な資源があります。資金、人的資源、物的資源です。施設スタッフの多くが里親や地域スタッフに転職することが可能です。

ルーモスは施設から里親への移行を数多く手がけてきましたが、子どもの発育には、身長、歩行能力、会話力、認知力のいずれの分野でも改善がみられました。

ある施設長がこんな質問をしました。「施設にいる子どもたちは必要なものはすべて持っている。テレビ、インターネット、エアコン、ミニバーも。もし彼らが自宅にいたらどんなものが手に入るのですか？」と。この施設長は、物が家族の愛情と世話に取って代われるとの確信があるようです。

親や親族のもとで暮らせない子どもについて社会の認知状況

- ▶親や親族のもとで暮らせない子どもは日本に何人？「4万人」と回答したのは49.8%。次いで多かったのは「40万人」で37.7%。
- ▶どこで過ごしていると思うか？ほとんどの人が「児童養護施設か乳児院などの施設」(93.3%)と回答し、「里親家庭」は3.9%でした。
- ▶子どもが親や親族のもとで暮らせない事情は？「父母の虐待」(69.9%)と回答した人が最も多く、次いで「養育拒否」(62.2%)、「破産など経済的理由」(55.7%)、「離婚」(49.7%)と続きます。
- ▶どこで育つのが良いと思うか？「生涯親として育ててくれる養子縁組家庭」(53.3%)と回答した人が最も多く、次いで「児童養護施設や乳児院などの施設」(31.6%)、「里親家庭」(14.0%)と続きます。
- ▶「特別養子縁組」と「普通養子縁組」2つの制度があること「2つの制度があることを知っていた」は

今年の3月、日本財団は調査会社ワンドに依頼をして、「特別養子縁組に関する調査」を行いました。WEB調査で全国を対象に3000サンプル。

23.2%にとどまりました。

- ▶「里親」「養子縁組」の違い「里親」と「養子縁組」が違うと知っている人は46.1%。

結果

社会的養護が一般社会からどのように理解されているかといった調査はあまりありません。

日本財団の行った調査は4月4日に制定された養子の日の資料として行われたものですが、社会的養護の望ましい形態として里親が理解されている割合は14%にとどまりました。また、里親と養子縁組を混同している人も半数以上いることが分かりました。社会的養護の望ましい方向として、広く社会に向けて、里親制度の理解促進が重要と考えられます。

● おすすめの本 ●

4こうねんのぼく

ひぐちともこ 作・絵 2005年発行 (株) そうえん社 31ページ 定価：1,200円+税



今回は、絵本の紹介。ある日の日記です。

昨日の夜、ぼくは父ちゃんと弟のしんちゃんと一緒に、公園に行って宿題の星の観察をしました。

公園のてっぺんまで行ったら、星がいっぱいでした。父ちゃんに、今日習った1光年の話をしました。光が1年かかって地球に届く距離のことで、1光年離れた星から地球を見ると、1年前の地球が見えるわけです。

そこでぼくは考えました。高速瞬間移動型ロケットに乗って、6500万光年離れた星に行くとよく見える望遠鏡で地球を見たら、6500万年前の地球が見える。つまり恐竜が見えるんです。

それで、ぼくはまた考えました。だったら4光年離れた星から、地球のぼくの家を見たら、きつとお母ちゃんが見えるな。お母ちゃんが洗濯干しているのが見える、ご飯作っているのが見える。だから、ぼくは大きくなったら偉い博士になるん

だと決心したんです。

そうです。ぼくとしんちゃんには、4年前から、お母さんがいないのです。

学校で1光年の話を聞いてから、ぼくは、次々といろいろなことを考えてみました。するとその先に、お母さんが見えることに気が付いたのです。ぼくは、とてもにこにこ顔になりました。

2015年7月14日、探査機ニューホライズンズが冥王星に最接近しました。冥王星までの距離が48億km、探査機到達まで9年半かかりましたが、光は4時間半で到着できます。1光年は、9.5兆kmととっても遠いけど、「ぼく」の頑張りで、光の速度と同じ高速瞬間移動型ロケットを造れば、4年で到達できる4光年離れた星から、お母さんを見ることができると。

きつと見えるよ。頑張れ！

ぼくがラーメンたべてるとき

長谷川義史 作・絵 2007年発行 (株) 教育画劇 32ページ 定価：1,300円+税



自分が食事をしている時、他の人は何をしているか考えたことがありますか。想像してみたことはありますか。ラーメンを食べている時に、隣の家や隣町の人、隣の国の人たちが何をしているのでしょうか、何が起きているのでしょうか。

ぼくがラーメンたべてるとき

隣で ミケが あくびした。

隣で ミケが あくびしたとき

隣の みっちゃんが チャンネル かえた。・・・

こうして隣のミケから始まり、隣の町に、隣の国へ、世界へと広がっていきます。日本では、男の子や女の子はチャンネルを変えたり、ボタンを押したり、バイオリンを弾いたり、バットを振ったりして

思い思いのことをしていました。

世界に広がると、男の子も女の子も、赤ちゃんをおんぶしたり、水を汲んだり、牛をひいたり、パンを売ったりして働いていました。食事をしている子はいませんでした。日本と世界の違いがみられる思いです。

そしてそのまた山の向こうの国では、男の子が一人で倒れていました。具合でも悪いのでしょうか。亡くなったのでしょうか。その時風が吹いていました。その風は、日本にも届くのでしょうか。

同じ世代の子がしていたこと、身に起こったこと、これらは、「ぼく」がラーメンを食べてるときのことでした。

加藤 勝彦

編集
後記

●里親が困っていることを、里親損害賠償責任保険の対象にならないケースでできたところ、多くの事例が報告されました。事例は全体の一部のはずですが。(加藤) ●前会長の廣瀬清蔵氏が亡くなりました。ご高齢でしたが、何か提案すると元氣よく賛同してくださり、力をいただいたものでした。ご冥福を祈ります。(木ノ内) ●酒井幹生さんのお話を聞き、「里親制度の役割は、子ども支援であると同時に子育て支援なのだ」と再認識しました。里親は「もう1つの家族」なのでしょう。(村田)

里親だより 第105号 発行日 平成27年8月20日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：星野 崇

編集人：木ノ内 博道 編集委員：加藤 勝彦・村田 和木 印刷所：株式会社あーす

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp